**第３章　教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等**

資料４

１　基本方針

|  |  |
| --- | --- |
| 第４次計画の基本方針 | 第３次計画からの主な変更点 |
| 　障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組み、インクルーシブ教育システムの整備を進めます。　また、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害のある児童生徒の発達・成長のため、早期から一人ひとりの障害の状況と成長段階、教育的ニーズに応じて、可能な限りきめ細やかな支援を行います。　さらに、障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ・レクリエーション、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を推進するとともに、共に暮らせる社会の実現を目指します。　スポーツ・レクリエーション、文化活動は、人間形成の面からも、生活の質を高めるためにも、さらに、心身の健康という点からも大切です。これらの活動は、やりがい・生きがい・楽しみのある充実した生活、心身機能の維持・向上に寄与し、生き生きとした地域生活の実現につながります。活動の機会を十分に確保することにより、社会参加の促進を図ります。そのため、スポーツ・レクリエーション、文化活動に日常的かつ自主的に取り組むことができるよう、その環境を整備し、活動を推進する必要があります。　これらの活動に加え、国際交流活動への障害のある人の参加の支援方策の充実や、学校教育の場で国際交流活動の機会設定などの必要があります。船橋市は、現在、海外の３都市と姉妹・友好都市を結んでおり、障害のある人を含めた市民レベルの国際交流を、今後も推進していきます。　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。 | ・国の障害者基本計画を参考に、「障害のある児童生徒の発達・成長のため、早期から一人ひとりの障害の状況と成長段階、教育的ニーズに応じて、可能な限りきめ細やかな支援を行います」「障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ・レクリエーション、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を推進するとともに、共に暮らせる社会の実現を目指します」といった文言を新たに加えています。 |

２　現状と施策の方向性について

|  |  |
| --- | --- |
| **（１）インクルーシブ教育システムの推進** |  |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| ８．医療的ケアを必要とする児童等が教育を受ける機会確保のための体制整備 | 　医療的ケアを必要とする児童生徒が、教育を受ける機会を確保するために教育委員会が指定する小中学校、特別支援学校に看護師を配置しています。 | 　医療的ケアを必要とする児童生徒が、教育を受ける機会や他の児童生徒と共に学ぶ機会を確保するため、支援体制の整備に努めます。[担当課]総合教育センター | 【追加】　国の障害者基本計画にも、新しく記載された項目であり、本市においても、船橋市立小・中学校・特別支援学校における医療的ケア実施要綱に基づき、体制整備に努めているため、新しく記載しました。 |
| １２．切れ目のない指導・支援の充実（再掲） | 　障害のある子供の成長記録や配慮が必要な事項等を記載したライフサポートファイルを各支援機関で共有することで、適切かつ一貫性のある支援体制の充実を図ります。 | 　ライフサポートファイルを配布することで、障害のある子供に対する適切かつ一貫性のある支援体制の充実を図ります。[担当課]療育支援課 | 【追加（再掲）】　平成２９年度から配布を開始し、活用を広く呼びかけているライフサポートファイルについて、新しく記載しました。　なお、第１章（生活支援）にも新規項目として記載する予定ですが、関連が深いことから第３章にも再掲として記載します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **（２）教育環境の整備** |  |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| ７．公民館などの施設の充実 | 2階以上の全公民館にエレベーターを設置するなど、障害のある人に配慮した整備を行っています。 | 今後も公民館等の建替え時等にバリアフリー化を進めていくなど、障害のある人に配慮した整備を行っていきます。[担当課]社会教育課 | 【修正】第３次計画には、施策の方向性に、「２階以上の全公民館にエレベーターを設置する」旨記載しておりましたが、平成２７年度に完了したため、「今後も公民館等の建替え時等にバリアフリー化を進めていく」という文章に修正しました。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **（３）文化芸術活動、スポーツ等の振興** |  |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| ３．千葉県障害者スポーツ大会への参加促進 | 　広報ふなばし等を利用し、千葉県障害者スポーツ大会への参加の勧奨を行っています。また、特別支援学校や障害者施設に対しても案内を送付しています。 | 　より多くの障害のある人の参加促進のため、広報ふなばしへの掲載や障害福祉団体及び前年度参加者に対して案内を送付するとともに、市のホームページ等により、さらなる周知を図ります。[担当課]障害福祉課 | 【修正】　千葉県障害者スポーツ大会については、以前より障害福祉課から周知していますが、施策の方向性に「障害福祉団体及び前年度参加者に対して案内を送付」という文言を加え、実情に合わせた文章に修正しました。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| ５．障がい者スポーツ指導員の養成 | 　船橋市スポーツ推進委員等を対象に障がい者スポーツ指導員の資格取得を推進し、障害のある人のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成並びに資質向上を図っています。 | 　船橋市スポーツ推進委員等を対象に障がい者スポーツ指導員の資格取得を推進し、障害のある人のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成並びに資質向上を図ります。[担当課]生涯スポーツ課 | 【修正】　第３次計画では、「指導員の養成を行う団体への後援などにより育成の支援を行なっていく」旨を記載していましたが、現在は船橋市パラスポーツ協議会が中心になって障がい者スポーツ指導員の養成を行っていることから、文章を修正しました。 |
| ６．精神障害者のレクリエーションや創作的活動等の充実 | 　船橋市地域活動支援センターが行う事業の一環として、レクリエーション、創作的活動などを推進しています。 | 　船橋市地域活動支援センター事業として、レクリエーション、創作的活動を通して日中活動の場を提供していきます。[担当課]地域保健課 | 【修正】　第３次計画では施策の方向性に、保健福祉センターが完成する前のことを記載していました。平成２７年度に保健福祉センターが完成したため、第４次計画では、船橋市地域活動支援センターの事業内容に修正しました。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| １２．船橋市パラスポーツ協議会によるスポーツ・レクリエーション活動への参加促進 | 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策を、「地域における障害者スポーツ普及促進について」の取り組み方策を軸に推進しています。 | 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策に取り組んでいきます。[担当課]生涯スポーツ課 | 【追加】　障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策を、「地域における障害者スポーツ普及促進について」の取り組み方策を軸に推進するために、平成３０年度に船橋市パラスポーツ協議会が設置されたため、新たに記載しました。 |

**第４章　雇用・就業、経済的自立の支援**

１　基本方針

|  |  |
| --- | --- |
| 第４次計画の基本方針 | 第３次計画からの主な変更点 |
| 　障害のある人が地域において、その適性に応じて質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であり、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ることが必要です。「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務などについての啓発を行い、理解の促進を図ることも重要となります。　また、一般就労を希望する人には、できる限り一般就労ができるように支援を推進することが重要であることに加え、一般就労が困難である人には、就労継続支援Ｂ型等の福祉的就労の工賃水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する必要があります。　さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合せのもと、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人の経済的自立を支援する必要があります。　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。 | ・国の障害者基本計画を参考に、「多様な就業の機会を確保する」「就労支援の担い手の育成等を図る」「雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合せ」といった文言を新たに加えています。・第３次計画策定後に施行された障害者差別解消法の内容を新たに加えています。 |

２　現状と施策の方向性について

|  |  |
| --- | --- |
| **（１）障害のある人の雇用促進** |  |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| ２．企業への啓発 | ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務などについて、企業への啓発を行っています。 | ①情報収集を行うとともに、企業を対象とした研修会等を開催し、啓発に努めます。[担当課]障害福祉課、商工振興課 | 【修正】　平成２８年施行の改正障害者雇用促進法を踏まえて、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について記載しました。 |
| ５．市職員としての雇用 | 法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行っています。 | 法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行い、市での雇用機会の拡大を図ります。[担当課]職員課、教育総務課、医療センター | 【修正】　第３次計画では、職員課・教育総務課と医療センターで２つの項目に分けて記載していましたが、１つの項目に統合しました。　令和元年度に施行された改正障害者雇用促進法には、国と地方公共団体が率先して障害のある人を雇用する責務があると明記されました。また、活躍推進計画の作成が義務付けられたことに伴い、本市においても計画を作成し、障害のある一人ひとりが能力を発揮できるよう、取り組んでいます。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| ６．企業の障害者雇用の促進 | ②障害のある人の雇用、職場実習の受け入れに積極的に取り組んだ事業所を表彰しています。 | ②他の事業所の模範となる事業所を表彰することにより、障害のある人の雇用を推進します。[担当課]商工振興課 | 【追加】　障害のある人の雇用、職場実習の受け入れに積極的に取り組んだ事業所を表彰する事業である「ふなばし♡あったかんぱにー」について新しく記載しました。事業を開始した平成２６年度から令和２年度までに１９事業所を表彰しました。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **（２）総合的な就労支援** |  |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| ３．関係機関との連携強化 | 船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、関係機関との連携を図っています。 | 船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、就労に関する課題を共有するとともに、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修の実施や障害者就労支援事業所等合同説明会の開催等について議論し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所連絡会、船橋障がい者地域福祉連絡会、商工会議所とのさらなる連携の強化を図ります。[担当課]障害福祉課 | 【修正】　就労分野については、自立支援協議会の就労支援部会を中心に連携を図っておりますが、新たな連携先として、就労移行支援事業所連絡会を記載しました。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| ５．就労定着に向けた支援 | 一般就労後の定着支援を実施する障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な定着支援を受けられる環境整備に努めています。また、企業従業員や障害福祉サービス提供事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を習得するため、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を実施しています。 | 障害者就業・生活支援センターへの補助及び障害者就労支援ジョブサポーター養成研修については、継続して実施します。また、ジョブコーチなどの就労定着に係る支援制度や支援機関等の情報を収集し、企業及び障害福祉に関する機関等へ提供します。[担当課]障害福祉課 | 【修正】　第３次計画では、ジョブコーチについて記載していましたが、市が直接行っている事業として、障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付や障害者就労支援ジョブサポーター養成研修についてを記載しました。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **（３）福祉的就労の充実** |  |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| ２．障害者就労施設等の販売機会の確保 | 　障害のある人が生産した商品を販売する機会を確保することにより、工賃の向上を図っています。また、障害のある人や障害に対する理解の促進を図っています。 | 販売機会を確保するとともに、障害者就労施設等に対し、イベント等の情報提供を行います。[担当課]障害福祉課 | 【修正】　第３次計画では、福祉ショップの設置に向けた項目でしたが、市役所１階での障害者就労施設等による合同販売会等により、商品の販売機会を確保することによって工賃向上と理解促進を図る旨の内容に変更しました。 |

**第７章　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止**

１　基本方針

|  |  |
| --- | --- |
| 第４次計画の基本方針 | 第３次計画からの主な変更点 |
| 　障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現のためには、市民が障害及び障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく必要があります。　障害者基本法第４条において、障害を理由とする差別や権利侵害の行為の禁止とともに合理的配慮の提供が求められており、その理念を具体化した障害者差別解消法に基づき、障害のある人に対する差別の解消に向けた取り組みを行います。　まずは、市の職員が障害及び障害のある人に対しての理解を深めることで、窓口等における合理的配慮を推進していきます。行政が合理的配慮を率先して行っていくことが社会全体での差別の解消の推進につながります。　また、障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加のためには、虐待を防止することが極めて重要です。障害者虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待を防止するとともに、障害のある人の保護、自立の支援並びに財産上の不当取引による被害の防止及び救済を図るためにも、成年後見制度の利用促進などにより、権利擁護を推進する必要があります。　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。 | ・国の障害者基本計画を参考に、「障害及び障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく必要がある」「まずは、市の職員が障害及び障害のある人に対しての理解を深めることで、窓口等における合理的配慮を推進する」といった旨の文言を新たに加えました。・第３次計画策定後に施行された障害者差別解消法の内容を新たに加えました。 |

２　現状と施策の方向性について

|  |  |
| --- | --- |
| **（１）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止** |  |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| １．船橋市障害者差別解消支援地域協議会での取り組み | 　平成２９年５月から、障害者差別解消法に基づく船橋市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害のある人に対する差別に係る相談事例の共有や意見交換を行っています。 | 　船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、事例を共有するとともに、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動について議論し、障害者差別の解消を推進します。[担当課]障害福祉課 | 【修正】　障害者差別解消法の施行、船橋市障害者差別解消支援地域協議会の設置に伴い、文章を変更しました。 |
| ２．権利擁護体制の検討 | 　船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制の検討を行っています。 | 　船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制に関する課題を共有するとともに、差別の解消及び権利擁護の推進を図ります。[担当課]障害福祉課 | 【修正】　障害者差別解消法の施行、船橋市障害者差別解消支援地域協議会の設置に伴い、文章を変更しました。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| ６．成年後見制度の利用の推進 | ①船橋市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の利用促進を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備を行っています。 | ①地域における課題整理、体制整備を行い、成年後見制度の利用を推進します。[担当課]包括支援課 | 【追加】　現在、包括支援課を中心に策定作業を進めている船橋市成年後見制度利用促進基本計画と中核機関の整備について新しく記載しました。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **（２）行政等における配慮の充実** |  |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| １．障害及び障害のある人への市職員の理解促進 | ①平成２８年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」を策定し、市職員が障害のある人への差別の解消に向けて取り組んでいます。また、市職員に障害者差別解消法についての研修を実施し、障害及び障害のある人への理解促進を図っています。 | ①障害及び障害のある人への理解を図り、合理的配慮を適切に行うため、全庁的な取り組みを行います。[担当課]障害福祉課 | 【修正】　障害者差別解消法の施行、障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領の策定に伴い、文章を変更しました。　本市では、パソコンを使用した「E-ラーニング研修」を実施していますが、項目の１つに障害者差別解消法の研修を採用し、全職員を対象に実施しています。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 | 追加・修正の理由 |
| １．障害及び障害のある人への市職員の理解促進 | ②新規採用職員研修時のカリキュラムに人権及び障害のある方からの講話を設けるとともに、車椅子や視覚障害者体験の実施等を通じて、職員に障害及び障害のある人への理解促進を図っています。 | ②新規採用職員研修の課目の中で、障害及び障害のある人への理解促進を図ります。[担当課]職員課 | 【修正】　現在実施している「障害のある方からの講話」を現状の欄に追加しました。 |